

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）

学用品費・給食費等の援助（就学援助）申請の受付開始のお知らせ

うきは市では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に、給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を設けています。援助を希望する方は下記の要領で申請を行ってください。

申請は年度ごとに必要です。 現在援助を受けている方で引き続き援助を希望する場合も、必ず申請を行ってください。

◎援助対象となる世帯

うきは市に住所を有する公立の小中学生の保護者で、**令和5年度か令和6年度**に下記①～⑤のいずれかに該当する世帯であること。（私立学校は対象外です。特別支援学校は別に制度があります。）

- ① **生活保護が停止または廃止**になったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯
（生活保護を受けておられる方は、申請の必要はありません。）
- ② 世帯全体の**市民税が非課税**であるか、**減免措置**を受けている世帯。
- ③ **国民年金の掛金が全額減免**されている世帯
- ④ **児童扶養手当の全額支給**を受けている世帯
- ⑤ 保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情で生活状態が急激に悪化したと認められる場合

◎申請に必要なもの

●**就学援助申請書**（各学校またはうきは市教育委員会に準備しています。）

●**印鑑（本人による自署の場合は必要ありません。）**

●**振込口座**がわかるもの（通帳など）

・ **児童扶養手当証書** ……………全額認定者のみ（コピー可）

・ **国民年金免除申請承認通知書**（日本年金機構発行のはがき）…全額減免のみ（コピー可）

※本年1月2日以降にうきは市へ転入された方は、転出市町村で交付する世帯全員の**令和5年度課税証明書**か**令和6年度課税証明書**を取得して提出ください。（非課税か減免措置が分かるもの）

※所得の申告をしていない場合は認定できません。必ず税務課で申告を済ませてください。

※⑤の理由で申請する場合、状況を説明できる資料を添付してください。

◎申請期間

- ・申請書を前年度3月末日までに（新1年生は4月末日まで）在籍する小中学校へ提出してください。
- ・お子さんが小中学校の両方に在籍している世帯は、中学校へ申請書を提出してください。
- ・年度途中でも随時申請が可能です。ただし認定月以降の支給となりますので、早めの申請をお勧めします。

◎援助金額

支給額は年間の合算額です。

支給項目	小学校			中学校		
	対象学年	支給額	備考	対象学年	支給額	備考
給食費	全学年	実費	平常年額 42,900 円	全学年	実費	平常年額 52,800 円
学用品費	全学年	11,630 円		全学年	22,730 円	
通学用品費	2年～6年	2,270 円		2年～3年	2,270 円	
クラブ活動費	4年～6年	実費	限度額 2,760 円	全学年	実費	限度額 30,150 円
校外活動費 (宿泊無)	全学年	実費	限度額 1,600 円	全学年	実費	限度額 2,310 円
校外活動費 (宿泊有)	全学年	実費	限度額 3,690 円	全学年	実費	限度額 6,210 円
入学用品費	1年	54,060 円	早期支給有	1年	63,000 円	早期支給有
PTA 会費	全学年	実費	限度額 3,450 円	全学年	実費	限度額 4,260 円
修学旅行費	6年	実費	限度額 22,690 円	2年	実費	限度額 60,910 円
卒業アルバム代等	6年	実費	限度額 11,000 円	3年	実費	限度額 8,800 円

※金額は令和5年度の額です。令和6年度の支給金額は正式決定後にお知らせします。

- ・上記のほか、学校災害共済掛金（460 円程度）が免除されます。また、学校健診で治療が必要と診断された場合は医療券を使用して治療することができます。
- ・お子さんがうきは市立小中学校以外の公立学校に在学する場合は、給食費・学校災害共済掛金・医療券は支給されません。
- ・保護者負担が無い項目は減額します。

◎認定時期と方法

- ・認定通知は、原則課税が確定する6月以降、学校を通じて申請者へ通知されます。
- ・家庭状況の変化などによって、支給を打ち切ることがあります。

◎支給の時期について

- ・学期ごとに該当する支給項目金を合算し、各学期末頃（7月、12月、3月）に保護者口座へ振り込みます。振込日は前もって学校を通じて通知します。
- ・医療費は、医療機関から請求があった場合に直接医療機関に支払います。
- ・校納金等の滞納が発生したときは、保護者口座へ振り込みはいたしません。
- ・入学前支給の申請者については、入学用品費を3月中旬～下旬に支給します。

◎お問い合わせ

- ・分からないことがありましたら、児童・生徒の在籍校又は教育委員会へご相談ください。
(うきは市学校教育課学事係 ☎ : 0943-75-4950 平日 8:30～17:15)